

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第88号 概要

①件名	特定日に警察署で私を対応した記録に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	令和元年6月3日（受理：令和元年6月3日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	令和元年6月17日（沖広相第2876号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	当該開示請求に係る公文書は作成・取得していないため、不開示決定をするもの。
⑦審査請求年月日	令和元年6月27日（受理：令和元年6月27日）
⑧審査請求の趣旨	不存在のはずがない。
⑨審査請求理由要旨	障害福祉課職員立会いのもと、男性刑事に3時間以上、警察の暴力があったことの被害届を出したいと申し出ていた。その記録自体が無い事がおかしい。
⑩諮問年月日	令和元年9月17日（沖公委（広相）第36号）
⑪答申年月日	令和元年12月24日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年6月17日付け沖広相第2876号による保有個人情報不開示決定については、妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象公文書について</p> <p>審査会において実施機関に確認したところ、警察安全相談になじまないことから相談処理表は作成しておらず、警察安全相談になじまない場合の応接状況を記録する応接記録表については、本来であれば作成すべきところ、本件では特に記録化しておく必要があるものと認められなかったことから作成していないとの説明を受けた。</p> <p>また、警備日誌等、他の記録の有無について再度確認したところ、対応を記録した文書等は作成・保有していないとのことであり、本件対象公文書は不存在であることを確認した。</p> <p>(2) 妥当性の判断</p> <p>上記の通り、本件対象公文書は不存在であったことから、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p> <p>(3) 審査会意見</p> <p>審査請求人及び妻は、同時期に同様の保有個人情報開示請求を行い、妻については行政報告書が部分開示されているものの、審査請求人については不存在による不開示決定となったことから、本件処分を不服として審査請求に至った経緯については理解できるものである。</p> <p>実施機関においては、対応を記録した文書等を作成していなかったため不存在による不開示決定をしたことはやむを得ないが、警察安全相談になじまない場合に作成することが求められている応接記録表を作成していなかったことについては、適切では無かった。</p>